

第5節 障害者の保健福祉

1 手帳の交付等

(1) 身体障害者手帳の交付

身体障害者福祉法等による各種援護の基礎となる、手帳の交付を行っています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(2) 療育手帳の交付

知的障害児・者の方に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくするため、療育手帳を交付します。

なお、療育手帳に係る判定は、児童相談所（18歳未満）及び障害者相談センター（18歳以上）で行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神保健福祉法等による各種援護の基礎となる精神障害者保健福祉手帳（手帳には「障害者手帳」と表記）の交付を行っています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(4) 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用が必要な知的障害者・精神障害者の方に対し、家庭裁判所への審判請求費用や後見人報酬などを助成しています。

[問い合わせ先 障害者自立支援課]

2 手当・扶養共済

(1) 特別障害者手当

重度の障害が重複しているために日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障害者の方に、2月・5月・8月・11月に支給します。

なお、所得制限がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(2) 市福祉手当

○特別障害者手当に該当しない在宅の20歳以上の重度の障害者の方に、4月・10月に支給します。

区 分		月額支給額
身体障害者	1級の方及び2級以下で6か月以上ねたきりの方	5,000円
知的障害者	㉠～概ねBの1	
精神障害者	1級	
以下の障害に2つ以上該当する重複障害者 ○身体障害1級～2級 ○知的障害㉠～Aの2 ○精神障害1級		10,500円

○障害児福祉手当に該当しない20歳未満の重度の障害児の保護者の方に、4月・8月・12月に支給します。

区 分		月額支給額
身体障害児	1級・2級の児童及び3級以下で6か月以上ねたきりの児童	7,000円
知的障害児	㉠～概ねBの1	
精神障害児	1級	
以下の障害に2つ以上該当する重複障害者 ○身体障害1級～2級 ○知的障害㉠～Aの2 ○精神障害1級		10,500円

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(3) 障害児福祉手当

重度の障害の状態にあるために日常生活において常時の介護を必要とする、施設等に入所していない20歳未満の障害児の方に、2月・5月・8月・11月に支給します。

なお、所得制限がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(4) 特別児童扶養手当

身体や知的又は精神に中度以上の障害を有し、施設等に入所していない20歳未満の障害児を扶養する保護者に、毎年4月・8月・11月に支給します。ただし、所得制限があります。

区 分		支 給 額
重 度	身体障害 概ね1級～2級 (内部障害は診断書が必要) 知的障害 ㉠～Aの2 精神障害 上記の障害と同程度のもの (診断書が必要)	1人・月額 52,200円 (2019年度4月1日現在)
中 度	身体障害 概ね3級 (内部障害は診断書が必要) 知的障害 概ねBの1 (診断書が必要) 精神障害 上記の障害と同程度のもの (診断書が必要)	1人・月額 34,770円 (2019年度4月1日現在)

なお、手当額や所得制限の限度額については、年度によって変わることがありますので、詳細についてお知りになりたい方は、お問い合わせください。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(5) 心身障害者扶養共済制度

障害児(者)を扶養している満65歳未満の方が加入者となり、毎月一定の掛金を払い込み、加入者が死亡又は重度障害になった場合、障害児(者)に終身年金を支給します。

①障害程度 (ア)身体障害1級～3級

(イ)知的障害 ㉠～Bの2

(ウ)精神障害1級～2級(※(ア)又は(イ)と同程度の精神又は身体に永続的な障害のある方。)

②掛 金 金額は加入時の年齢により異なります。なお、減免制度もあります。

③給付額等 年金1口あたり月額20,000円

一定の条件により、弔慰金、脱退一時金が支給されます。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

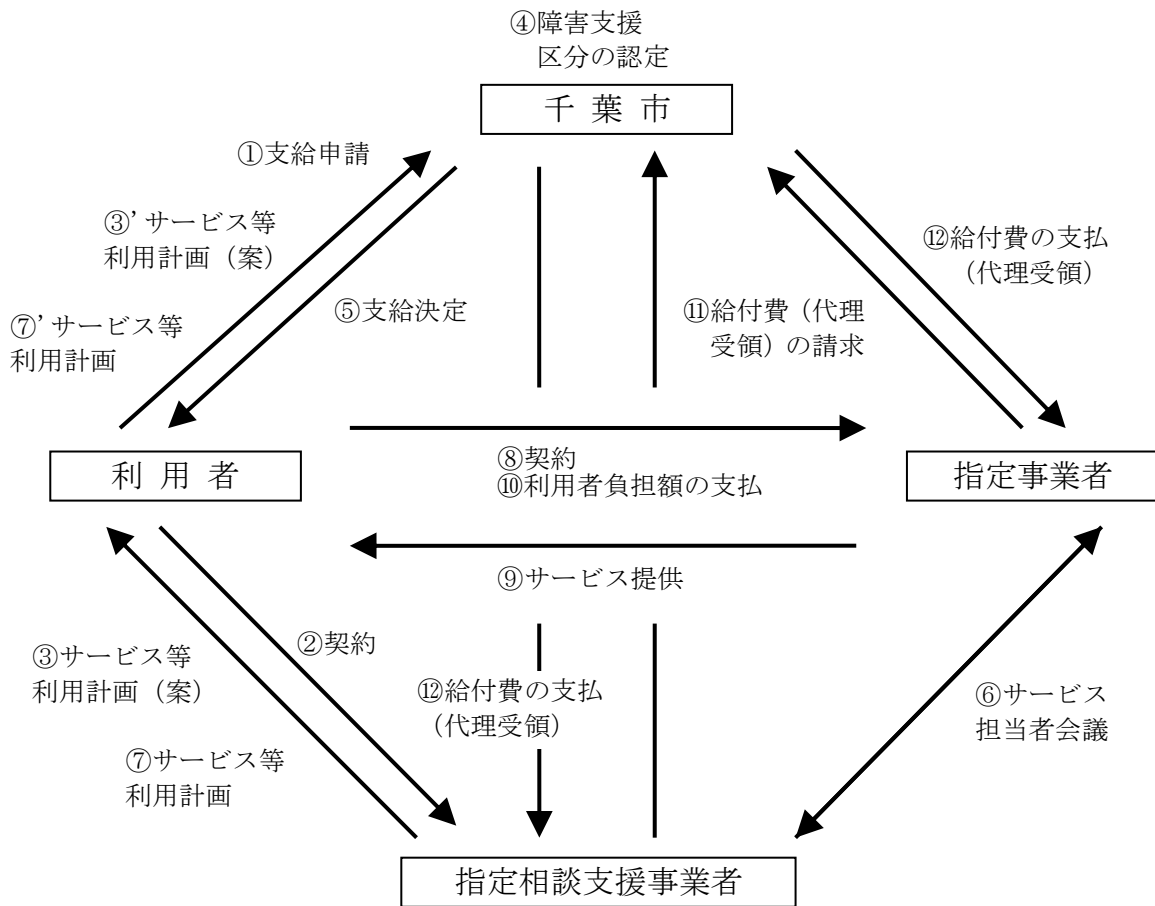
3 障害福祉サービス

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、個々の障害のある方々の障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービスで、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、相談その他必要な支援を受ける「地域相談支援給付」とサービス等利用計画作成に係る支援を受ける「計画相談支援給付」に分かれています。

障害福祉サービスを利用するには、事前にサービス等利用計画（案）の提出と支給決定（介護給付の場合は、障害支援区分の認定も含む。）を受ける必要があります。支給決定の後、サービス等利用計画に基づき、障害者が自らサービスを選択し、指定を受けた事業者との契約によりサービスを利用します。サービスを利用した場合は、費用の一部（原則として1割）を、利用者負担額として負担します。

なお、介護保険のサービスを利用できる方（65歳以上で要介護等の状態にある方、もしくは40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護等の状態となった方）は、介護保険が優先となります。介護保険が優先する障害福祉サービスについては、各保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室へお問い合わせください。



(2) 対象サービスの種類と内容

サービスの種類		サービスの内容	
介護給付	居宅介護	身体介護	居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護などを行います。
		家事援助	居宅で、調理、洗濯、買物等の家事などを行います。
	同行援護		重度の視覚障害のある人に外出時における移動の支援等を行います。
	行動援護		自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。(※行動上著しい困難がある知的障害者(児)及び精神障害者(児)のみ対象)
	短期入所		居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
	重度訪問介護		自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。(※常時介護を要する重度の肢体不自由者及び行動上著しい困難がある知的・精神障害者のみ対象)
	重度障害者等包括支援		居宅介護等、複数のサービスを包括的にを行います。(※常時介護を要する障害者(児)で、介護の必要性が著しく高い方のみ対象)
	生活介護		昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。(※常時介護を要する障害者のみ対象)
	療養介護		医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。(※医療を要する障害者であって常時介護を要する者のみ対象)
施設入所支援		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助		一般居宅で一人暮らしをしている障害者に、定期的な居宅訪問や随時の対応等により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
	自立訓練	機能訓練	身体機能の向上のために必要な訓練を行います。(※身体障害者又は難病等の方のみ対象)
		生活訓練	生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(※知的障害者又は精神障害者のみ対象)
	就労移行支援		一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)		一般企業等での就労が困難な障害者に、一定期間、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援		就労移行支援等を利用し、一般企業等に就労した障害者に、一定期間、就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所等との連絡調整等の支援を行います。
地域相談支援給付	地域移行支援		障害者支援施設や病院等に入所または入院している障害者に、住居の確保などの地域における生活へ移行するための支援を行います。
	地域定着支援		一般居宅で一人暮らしをしている障害者に、夜間も含む緊急時における連絡等の支援を行います。
計画相談支援給付	計画相談支援		障害福祉サービス等を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。
	障害児相談支援		障害児通所支援を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。

(3) 申請方法

サービスを受けるためには、支給申請を行い、サービス等利用計画（案）を提出し、千葉市による支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。

【必要書類】

- ・申請書（窓口にあります）
- ・本人及び配偶者（障害児の場合は、その保護者の属する世帯全員）の利用者負担額を決定するための資料（収入・課税状況が把握できる書類等）
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、診断書等
- ・その他必要書類

※収入・課税状況が把握できる書類やその他必要書類については、具体的に何が必要かを窓口でお知らせいたしますのでご確認ください。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(4) サービス等利用計画（案）

サービス等利用計画（案）とは、障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を記載した計画書です。サービスの支給申請後、計画相談支援事業所と利用契約を結び、サービス等利用計画（案）を作成し、市に提出します。また、支給が決定した後、実際に受けるサービス等利用計画を作成し、市に提出します。

(5) 障害支援区分

障害支援区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を示す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。全国共通の80項目の調査を行い、医師等の障害保健福祉を良く知る委員で構成される市の審査会での総合的な判定を踏まえて市が認定します。

介護給付のサービスは、障害支援区分によっては受けられない場合があります。

(6) 支給決定

支給が決定した場合、支給決定通知書及び受給者証を交付します。

受給者証は支給決定の内容を証するものであり、サービス利用時に、指定事業者に提示する必要があります。

(7) サービスの利用

【申込み】

原則として、利用者（保護者等含む）が直接、指定事業者に対して行います。

事業者が見つからない場合などには、各保健福祉センター高齢障害支援課、千葉市児童相談所へご相談ください。

（市内の指定事業者は、以下の市のホームページの「利用者向け情報提供」に事業所一覧を掲載していますのでご覧ください。）

<<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/index.html>>

【契約】

利用する障害者本人（障害児の場合はその保護者）が契約の当事者となります。

※利用者本人の意思を代弁する家族が支援したり、契約をすることも可能です。

※ご自身で契約することが困難である場合、民法上の成年後見制度や、社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を利用することも手段の一つです。

※契約の際には、指定事業者はサービス利用にあたっての重要事項について、書面をもって説明する義務があります。

【利用者負担額の支払い】

サービスの利用後、利用者負担額等を直接施設、事業者にお支払いいただきます。

※お支払いいただくもの

利用者負担額：支給決定の際に定められた額

その他の経費：交通費、被服費、食材料費、光熱水費等

※事業者・サービスの種類により支払う場合と必要のない場合があります。額は各施設・事業者が規定します。

4 地域生活支援事業

障害者総合支援法の規定に基づき、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、各般の事業を行う「地域生活支援事業」を実施しています。

※障害児等療育支援事業及び障害者相談支援事業については、第1章各種相談窓口に掲載

(1) コミュニケーション支援事業**ア 手話通訳者設置**

聴覚障害者との意思の疎通を図るため、障害者自立支援課と各保健福祉センターに手話通訳者を設置しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課、障害者自立支援課]

イ 手話通訳者派遣

聴覚障害者が、公的機関や医療機関等、社会生活上欠かせない用務を行う場合で、適当な意思伝達的手段に欠けるときの、求めに応じて手話通訳者を派遣します。

[問い合わせ先 千葉聴覚障害者センター]

ウ 要約筆記者派遣

聴覚障害者が、公的機関や医療機関等、社会生活上欠かせない用務を行う場合で、適当な意思伝達的手段に欠けるときの、求めに応じて要約筆記者を派遣します。

[問い合わせ先 千葉聴覚障害者センター]

エ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣

重度の盲ろう者に、通訳・介助員を派遣し、情報保障及び移動等の介助を行います。

[問い合わせ先 NPO 法人千葉盲ろう者友の会]

オ 千葉県重度障害者等入院時コミュニケーション事業

介護者のいない単身者等で、意思疎通が困難な重度の障害者が、医療機関（精神病院を除く。）に入院する場合に、日常的に対象者を担当し意思疎通に熟達している者を派遣します。

なお、重度訪問介護が優先されます。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課、障害福祉サービス課]

(2) 日常生活用具費の支給

障害者の日常生活上の不便を解消し、自力で生活を営むことを容易にするため、入浴補助用具・視覚障害者用ポータブルレコーダー・特殊寝台等を支給・貸与しています。

なお、事前の手続きが必要です。

原則1割を負担していただきますが、世帯の市民税課税の状況等により1か月に負担する上限額が定められています。所得による制限があります。

また、介護保険が優先する日常生活用具については、各保健福祉センター高齢障害支援課へお問い合わせください。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(3) 点字図書費の支給

在宅の視覚障害者(児)の方が点字図書を購入する費用を支給します。

なお、事前の手続きが必要です。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(4) 地域活動支援センター

地域で生活する障害者に、創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を提供するとともに、障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。

[問い合わせ先 障害福祉サービス課]

(5) 地域生活支援給付事業

ア 地域生活支援給付

地域生活支援給付は、障害福祉サービスと同様に個々の障害のある方々の状況を踏まえ個別に支給決定が行われるサービスで、これを利用するには事前に支給決定を受ける必要があり、支給決定の後、障害者が自らサービスを選択し、登録を受けた事業者との契約によりサービスを利用します。

サービスを利用した場合は、費用の一部(原則として1割)を、利用者負担額として負担します。

イ 対象サービスの種類と内容

サービスの種類	サービスの内容
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動中の介護を行います。 ※屋外での移動が困難な障害者等のみ対象
訪問入浴サービス	居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供します。 ※居宅において入浴が困難な重度の身体障害者等のみ対象
日中一時支援	障害のある方等を、障害者支援施設等で一時的に預かり、見守り等の支援を行います。

ウ 申請方法

サービスを受けるためには、支給申請を行い、千葉市による支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。必要書類は、障害福祉サービスと同様です。

エ 支給決定

支給が決定した場合、支給決定通知書及び受給者証を交付します。

受給者証は支給決定の内容を証するものであり、サービス利用時に、登録事業者に提示する必要があります。

オ サービスの利用

サービスの利用申し込みは、原則として利用者（保護者等含む）が直接登録事業者に対して行います。その他のサービス利用に関する事項は、障害福祉サービスと同様です。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

5 補装具費の支給

障害のある部分を補って日常生活や職業活動をしやすくするために必要な補装具の交付、修理に要する費用を支給しています。補装具には、車いす、義肢、補聴器等があります。

なお、事前の手续が必要です。

原則1割を負担していただきますが、世帯の市民税課税の状況等により1か月に負担する上限額が定められています。市民税所得割46万円以上の方のいる世帯は、支給対象外となります。

また、介護保険が優先する補装具については、各保健福祉センター高齢障害支援課へお問い合わせください。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

6 軽度・中等度難聴児補聴器の購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならないため、補装具費支給制度が利用できない軽度・中等度難聴児に、補聴器の購入費用について助成します。

なお、事前の手續きが必要です。

基準額の範囲内で、補聴器購入費用の3分の2の助成を行います。市民税所得割46万円以上の方のいる世帯は、支給対象外となります。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

7 障害児通所支援

障害児通所支援を利用するには、まず、障害児支援利用計画（案）を、各区保健福祉センター高齢障害支援課に提出する必要があります。その後、支給決定を受けた保護者が、障害児通所支援事業所と利用契約を結ぶことにより、障害児がサービスを利用することとなります。サービスを利用した場合には、費用の一部（原則として1割）を利用者負担額として、利用者が負担します。なお、1か月に負担する費用の上限額など各種軽減措置が講じられています。

サービスの種類	対象	サービスの内容
医療型児童発達支援	肢体不自由がある障害児	児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。
児童発達支援	未就学の障害児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児	授業の終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害児等であって児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児	居宅を訪問して発達支援等を行います。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園等の集団生活を営む施設に通う障害児	保育所等を訪問し、障害児以外のクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

8 障害児入所支援

児童相談所において、障害児入所給付費の支給決定を受けた保護者が、障害児入所施設と利用契約を結ぶことにより、障害児がサービスを利用することとなります。サービスを利用した場合には、費用の一部（原則として1割）を利用者負担額として、利用者が負担します。なお、1か月に負担する費用の上限額など各種軽減措置が講じられています。

[問い合わせ先 千葉市児童相談所]

9 医療

(1) 自立支援医療（更生医療）

障害の軽減、進行の防止、機能の回復のために行う手術治療等の費用を一部公費負担する制度です（血液透析、心臓手術、整形外科手術等が対象となりますが、事前に手続きが必要です）。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(2) 自立支援医療（精神通院医療）

精神障害者が精神障害の治療のため、通院して医療を受けた場合、一部公費で負担します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(3) 心身障害者（児）医療費の助成

障害者及び障害児の方が診療を受けた場合、保険診療の範囲内で自己負担額を現物給付または償還払いにより助成します。ただし、附加給付や高額療養費、その他の法令等による給付を受けた場合は、その差額を助成します。また、所得による制限があります。

- 身体障害者（児） 1級～2級及び内部障害の3級
- 知的障害者（児） ㉠～Bの1
- 精神障害者（児） 1級

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(4) 精神障害者入院医療費の助成

精神障害の治療のため1か月以上入院（措置入院を除く）した場合、保険診療の範囲内で自己負担額（附加給付があるときはその額を控除した額・食事療養費は対象外）の2分の1を助成します。

○対象 市県民税非課税世帯

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(5) 心身障害者(児)の歯科診療

一般の歯科診療所での治療が難しい心身に障害のある方を対象に、個々の状況にあわせた治療計画を立てて、診療します。

[問い合わせ先 千葉市保健医療事業団]

10 在宅福祉

<身体・知的障害者(児)>

(1) 在宅重度心身障害者へのおむつ給付・貸与

在宅の重度ねたきり身体障害者及び重症心身障害児(者)に、支給上限額の範囲でおむつの給付を行います(1割は自己負担になります)。なお、所得による制限があります。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(2) 障害者福祉バスの運行

障害者の社会活動を促進するため、リフト付バス「たいよう号」を運行しています。

○運行時間 日帰り利用 9:30～16:00 まで
 宿泊利用 9:30～翌日の16:00 まで

[問い合わせ先 千葉市療育センター]

(3) 福祉カーの無料貸出し

障害者の社会参加を促進するため、市内在住の日常の歩行が困難な障害者を対象に、リフト付ワゴン車を無料で貸出しています(燃料は利用者負担となります)。

[問い合わせ先 千葉市療育センター]

(4) トイライブラリー

身体・知的障害児を対象に、機能回復及び能力発達を促進するため、おもちゃの貸出し(貸出し場所でも自由に遊ぶこともできます)や遊び方などに関する相談を行います。

場 所 千葉市療育センター及び地域生活支援センターふらる
 開設日時 千葉市療育センター 毎月第1・3土曜日 14:00～16:00
 地域生活支援センターふらる 毎月第1土曜日 10:00～12:00
 (両施設とも祝日・年末年始を除く)

[問い合わせ先 (福) 千葉市手をつなぐ育成会]

(5) 住民票の写し・戸籍関係証明等宅配サービス

歩行等が困難な第1種身体障害者等が各種証明書を必要としたとき、お住まいの区役所市民総合窓

口課へ電話で申請していただくと、自宅または入居している施設(市内のみ)まで証明書をお届けします。

[問い合わせ先 各区市民総合窓口課]

(6) 粗大ごみの運び出し収集

障害者のみの世帯、65歳以上の高齢者世帯など、排出者自らが粗大ごみを排出場所まで運び出すことが困難で、身近な方の協力も得られない世帯に、収集作業員(市職員)が室内・敷地内からの運び出し作業を支援します。

[問い合わせ先 各環境事業所]

<身体障害者(児)>

(1) 寝具乾燥サービス

在宅ねたきり重度身体障害者であって、寝具を衛生的な状態に保つことができない者に寝具乾燥車を派遣し、寝具の乾燥(月1回)及び丸洗い(年1回)を実施します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(2) 訪問理美容サービス

在宅の重度肢体不自由者で、理容店又は美容院に行くことが困難な方の自宅に、理容師又は美容師を派遣します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(3) 福祉電話の貸与

重度の身体障害者の方のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るため、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に福祉電話を貸与しています。市民税所得割非課税世帯に限ります。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(4) 身体障害者補助犬の給付

重度の身体障害のある人が就労等の社会活動に参加できるよう、補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を給付しています。事前に選考会があります。なお、訓練等に伴う交通費と食費、補助犬の管理費用等は、利用者の負担となります。

[問い合わせ先 千葉県障害者福祉推進課 障害保健福祉推進班]

(5) 視覚障害者用ごみ指定袋配布

視覚障害で単身世帯の方に、年4回(3・6・9・12月の第1水曜日)びん・缶・ペットボトルを出すときに使用する資源物用の特別指定袋を、希望者に配布しています。

[問い合わせ先 収集業務課]

<知的障害者>

(1) 本人活動支援事業

在宅の知的障害者のボランティア活動を支援し、活動の場を提供します。

[問い合わせ先 千葉市手をつなぐ育成会]

<精神障害者>

(1) デイケアクラブ

社会復帰を目指す精神障害者の方を対象に、料理・手芸・音楽・スポーツ・施設見学等を実施し、仲間づくりや社会復帰を支援しています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

11 移動手段の確保

(1) 福祉タクシー利用券

重度の障害者（児）等の外出を容易にするため、タクシー利用料金の半額を、1,300円（リフト付タクシーは5,500円）を限度に助成します。1人年間60枚（人工透析を受けている方及び週2回以上の通院者に限り最大200枚）の利用で、指定タクシー会社に限られます。

[身体障害者・知的障害者の方の問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

[精神障害者の方の問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(2) 自動車燃料費助成

日常生活で自動車を使用する重度の障害者（児）等に、燃料費を年間40枚（1枚500円）を限度に助成し、社会参加の促進を図ります。千葉県石油協同組合千葉支部加盟の給油所で利用できます。

* 「(1)福祉タクシー利用券」と「(2)自動車燃料費助成」については、どちらか一方のみ受給できます。（併給制限）

[身体障害者・知的障害者の方の問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

[精神障害者の方の問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(3) 自動車運転免許の取得助成

①身体障害者が、就労等により社会活動を広げるため新規に運転免許を取得する際、取得費用として10万円を限度に助成します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

②身体障害者運転能力開発訓練センター「東園」では、18歳以上の身体障害者で公共職業安定所に求職登録をしてあり、かつ、運転免許試験場での運転適性検査に合格した方で入所許可をした方については、所定の教習料金が無料で運転教習が受けられます。

<身体障害者運転能力開発訓練センター 東園>

○所在地 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46

○電話 048-481-2711（月曜日は定休）

F A X 048-481-6578

[問い合わせ先 身体障害者運転能力開発訓練センター 東園]

(4) 自動車改造費の助成

身体障害者（上肢、下肢又は体幹機能障害者1・2級）が、就労等に使用する自動車を自ら運転可能にするため改造する場合、その改造費について10万円を限度に助成します（所得制限があります）。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(5) 通所施設通所者交通費の助成

①障害者総合支援法・児童福祉法に定める通所施設、心身障害者福祉作業所、心身障害者小規模福祉作業所及びワークホームに通所する心身障害者等に対し、交通費の一部を助成します。

○助成額 交通費の1/2

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

②精神障害者保健福祉手帳を取得している者で、障害者総合支援法に定める通所施設、保健福祉センターのデイケアクラブ、共同作業所、社会適応訓練事業協力事業所、精神科デイケア等へ通う者に対し、交通費の一部を助成します。

○助成額 交通費の1/2

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

(6) 駐車禁止除外指定車標章

以下に該当する手帳の交付を受けている方に対して、障害の程度により標章が交付されます（障害等級などにより制限があります）。

障害の区分		障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級から2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
運動機能障害（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による）	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
	移動機能	1級から2級までの各級
内部機能障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸）		1級及び3級
内部機能障害（免疫・肝臓）		1級から3級までの各級
療育手帳		重度（A）
精神障害者保健福祉手帳		1級

○問い合わせ先

千葉中央警察署	電話 244-0110
千葉東警察署	電話 233-0110
千葉西警察署	電話 277-0110
千葉南警察署	電話 291-0110
千葉北警察署	電話 286-0110
県警察本部交通規制課	電話 201-0110

※障害者等用駐車区画（車椅子使用者用駐車施設）について

障害者のための国際シンボルマーク（車椅子マーク）が付いている駐車場は、車椅子使用者や妊産婦など乗降の際に幅の広いスペースを必要とする方、病気やけが等で歩行が困難な方が利用できるように設けられた駐車スペースです。適正利用にご協力をお願いします。

12 公共料金等

(1) NHKテレビ受信料割引申請への証明

放送受信料半額（全額）免除申請書の所定の欄に証明を受けて、NHK支局等へ提出すると受信料が半額（全額）免除となります。

- a 半額免除……視覚・聴覚障害者及び重度の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主（契約者）の場合
- b 全額免除……身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課又は健康課]

(2) 水道料金の消費税相当額の免除

a 千葉県水道 対象地域の場合

身体障害者（1、2級）、知的障害者（A2以上）、精神障害者（1級）の方がいる世帯、特別児童扶養手当受給世帯の場合、水道料金の消費税相当額が免除されます。ただし、身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯は、当年において世帯全員（同居を含む）の市民税（所得割）が非課税の場合、又は市民税（所得割）が賦課されていても前年において世帯全員（同居を含む）の所得税が非課税の場合に限ります。

b 千葉市水道 及び 四街道市水道 対象地域の場合

免除の対象範囲等の詳細については、各窓口にお問い合わせください。

○問い合わせ先

- ・ 県企業局県水お客様センター 電話 0570-001-245
- ・ 市下水道営業課（若葉区の一部、緑区の一部） 電話 245-5409
- ・ 四街道市上下水道部経營業務課（若葉区御成台1～3丁目） 電話 421-3683

(3) 下水道使用料の減免

身体障害者（1、2級）、知的障害者（A2以上）、精神障害者（1級）の方がいる世帯で、世帯全員（同居を含む）の市県民税が非課税の場合、基本使用料の全額及び月10m³までの従量使用料と、これらに係る消費税相当額が減免となります。

○問い合わせ先

- ・ 市下水道営業課 電話 245-5409

(4) JR旅客運賃の割引

JR各駅の窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示すると、下記のとおり運賃の割引が受けられます。

種別	対象者（距離制限）	本人の年齢	適用乗車券	割引率
第1種	本人のみ（片道100kmを超える区間）	制限なし	普通乗車券	5割
	本人+介護者1名（距離の制限なし）	12歳未満	普通乗車券・普通急行券 回数乗車券	各5割
			定期乗車券	介護者のみ5割
		12歳以上	普通乗車券・普通急行券 回数乗車券・定期乗車券	各5割
第2種	本人のみ（片道100kmを超える区間）	制限なし	普通乗車券	5割
	本人+介護者1名（距離の制限なし）	12歳未満	定期乗車券	介護者のみ5割

※定期乗車券購入の場合、介護者は通勤定期乗車券に限ります。

なお、小児の定期乗車券は割引になりません。

[問い合わせ先 JR東日本お問い合わせセンター 電話 050-2016-1600]

(5) 私鉄旅客運賃の割引

介護者、取扱区間、割引率等の取り扱いは原則としてJR線と同じですが、営業キロとの関係で会社によって取り扱いが多少異なる場合があります。詳しくは直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

[問い合わせ先 私鉄各社]

(6) バス運賃の割引

会社により、内容・取扱い・割引が異なります。詳細は各交通事業者へお問い合わせください。

[問い合わせ先 各バス会社営業所]

(7) 千葉モノレール運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すると、下記のとおり運賃の割引が受けられます。種別はJRと同様です。

種別	対象者	割引率
身体・知的（第1種）	本人	5割
	介護者（1名まで）	5割
身体・知的（第2種）	本人	5割
	介護者（1名まで）	（本人が12歳未満の場合） 5割
精神（1級）	本人	5割
	介護者（1名まで）	5割
精神（2・3級）	本人	5割
	介護者（1名まで）	（本人が12歳未満の場合） 5割

※就学前のお子様の割引との併用はできません。

※小児回数券については、本人・介護者ともに割引の取扱いはありません。

※IC乗車券利用時の割引は、駅窓口での処理が必要です。

※定期券の割引については、窓口にお問い合わせください。

※10円未満の端数の取扱いは、磁気券利用とIC乗車券利用で異なります。

[問い合わせ先 千葉都市モノレール（株）千葉駅 電話 221-7588]

(8) タクシー運賃の割引

千葉県内のタクシー乗車の際、身体障害者手帳又は療育手帳を提示（写真のページ）することにより、タクシー運賃の割引が受けられます。割引は1割です。

[問い合わせ先 千葉県タクシー協会 電話 307-7002]

(9) 航空運賃の割引

航空会社によっては、国内航空運賃の割引があります。

※療育手帳所持による割引は、事前にお住いの区の保健福祉センター高齢障害支援課で証明を受ける必要があります。

障害者手帳の種別	対象者	割引率
身体障害者手帳	本人+介護者(1名) 本人のみ	割引率は、航空会社・路線・搭乗時期により異なりますので、詳細は各航空会社にお問い合わせください。
療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳		

[問い合わせ先 各航空会社支店営業部及び指定代理店]

(10) 有料道路通行料金の割引

次のどちらかに該当する場合は、障害者1人につき1台で通行料金が半額に割引となります。
事業用の自動車は対象となりません。

○身体障害者本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付を受けている方で、本人又は親族等が所有している自動車

○身体障害者本人以外の方が運転され、障害者本人が同乗される場合

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、手帳に「第1種」と記載されている方のうち、本人又は親族等が所有している自動車

双方が所有していない場合には、当該障害者の日常的介護者が所有している自動車

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(11) 市営駐輪場・駐車場利用料の免除

ア 駐輪場

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の原本の提示及びそのコピーを提出することにより、駐輪場の定期利用と一時利用（管理棟のある駐輪場のみ）に係る整理手数料が免除となります。

お手続き、お問い合わせ先は、各駐輪場管理棟または各区役所地域振興課相談班となります。

窓口	電話番号
中央区地域振興課相談班	221-2106
花見川区地域振興課相談班	275-6213
稲毛区地域振興課相談班	284-6106
若葉区地域振興課相談班	233-8123
緑区地域振興課相談班	292-8106
美浜区地域振興課相談班	270-3123

イ 駐車場

駐車場の時間制利用（月契約制は不可）について身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の原本を提示することにより、利用料が免除となります。

※定期的な利用はできません。

○駐車場名 千葉市栄町立体駐車場

○所在地 中央区栄町3-8

○電話 223-6573

○供用時間 0:00～24:00

[駐車場所管部署 地域安全課 問い合わせ先 千葉市栄町立体駐車場]

13 生活訓練等

(1) 視覚障害者自立生活訓練

視覚障害者に対して、日常生活に必要な助言・指導及び自立生活訓練を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課、千葉市視覚障害者協会]

(2) 盲婦人家庭生活訓練

視覚障害のため家庭内における日常生活に著しい制限を受けている在宅の盲婦人を対象に、家庭での日常生活に必要な諸能力を養うことを目的とした指導・訓練を行います。

[問い合わせ先 千葉市視覚障害者協会]

(3) 盲青年社会生活教室

市内に居住する盲青年を対象に、日常生活や就労等の社会生活の場で必要な知識の習得の機会として、社会生活教室を開催します。

[問い合わせ先 千葉市視覚障害者協会]

(4) 中途失明者緊急生活訓練

中途失明者を対象に、将来に対する不安を解消するための助言・指導並びに自立に必要な基礎訓練として、歩行訓練、生活訓練等を行います。

[問い合わせ先 千葉市視覚障害者協会]

(5) ろうあ者社会生活教室

聴覚障害者を対象に、職業生活やコミュニケーションの方法、また一般教養等の習得の機会として、社会生活教室を開催します。

[問い合わせ先 千葉市聴覚障害者協会]

(6) 聞こえにくくなった方の勉強会

中途失聴者・難聴者を対象に、これからの生活に備える勉強会を行います。

10回コース(年1回実施)

[問い合わせ先 千葉市療育センターふれあいの家]

(7) 千葉県盲ろう者向け生活訓練

盲ろう者向けコミュニケーション訓練、歩行訓練、福祉機器の操作訓練などを行う。

[問い合わせ先 NPO 法人千葉盲ろう者友の会]

(8) 職親委託

職親として登録した事業経営者が、知的障害者を一定期間預かり、生活指導及び技能習得訓練等を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(9) 職場適応訓練

実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものです。訓練終了後は、その訓練を行なった事業所に雇用してもらうことを期待して実施します。職場適応訓練生には、雇用保険の失業等給付が支給されます。

○訓練期間 6か月(中小企業での訓練又は重度の障害者に係る訓練は1年)以内

[問い合わせ先 ハローワーク千葉 ハローワーク千葉南]

(10) 千葉県立障害者高等技術専門校

障害のある方に、各人の能力に適応した職業訓練を行う施設です。

授業料は無料です。また、訓練に必要な工具道具類、教材類は無償で貸与されます（ただし教科書等は自己負担です）。

○訓練コース DTP・Webデザイン、福祉住環境・CAD、PCビジネス、基礎実務等

○訓練期間 6か月又は1年

[問い合わせ先 ハローワーク千葉 ハローワーク千葉南]

(11) 国立職業リハビリテーションセンター

身体障害、高次脳機能障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病のある方等に対し、職業的自立に必要な職業指導や職業訓練を行う施設です。

○所在地 埼玉県所沢市並木4-2

○電話 04-2995-1711

[問い合わせ先 ハローワーク千葉 ハローワーク千葉南]

14 スポーツ・レクリエーション**(1) 身体障害者スポーツ大会の開催**

身体障害者の体力と健康の維持・増進、社会参加の促進を図るため、全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて年1回開催しています。

[問い合わせ先 障害者自立支援課]

(2) ゆうあいピックの開催

知的障害者スポーツの発展を図るとともに、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に開催しているスポーツ大会です。

なお、全国障害者スポーツ大会の選考会を兼ねて年1回開催しています。

[問い合わせ先 障害者自立支援課]

(3) 精神障害者ソフトバレーボール大会及び卓球大会の開催

バレーボール及び卓球を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、精神障害者の社会参加の促進を目的として、全国障害者スポーツ大会の予選を兼ねて各々年1回開催しています。

[問い合わせ先 精神保健福祉課]

(4) 各種激励会の開催

心身障害児及びその家族の交流と親睦を図るため、交流会（運動会やクリスマス会）を開催しています。

[問い合わせ先 障害者自立支援課]

(5) 障害者福祉大会

障害者の自立と地域社会への参加と、障害者と市民の交流を促進し、人と人との心のふれあいの輪を広げることを目的として、12月の障害者週間に合わせ、障害者福祉大会を開催しています。

[問い合わせ先 障害者自立支援課]

(6) 心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター募集

障害者週間に向けて、例年7月から9月上旬にかけて募集を行います。なお、応募作品の中から、最優秀作品を選考し、本市の代表として内閣府に推薦するとともに、障害者福祉大会で最優秀賞受賞者の表彰を行います。

[問い合わせ先 障害者自立支援課]

(7) 有料施設使用料等の全額免除

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を事前に提示することにより、下記の施設の使用料等が全額免除されます。

施設名	免除対象
千葉ポートタワー(電話 241-0125)	入館料 (付添1名含む)
千葉市動物公園(電話 252-1111)	入園料 (付添1名含む)
プール(千葉公園・幸町公園・みつわ台第2公園・古市場公園・有吉公園・北谷津・稲毛海浜公園・中央コミュニティセンター・こてはし温水プール・高洲スポーツセンター)	使用料 (付添1名含む)
千葉市美術館(電話 221-2311)	入館料 (付添1名含む)
三陽メディアフラワーミュージアム(電話 277-8776)	入館料 (付添1名含む)
千葉市科学館(電話 308-0511)	入館料 (付添1名含む) ※特別展は2割引です

※他の施設でも、使用料が免除又は減額される場合がありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

15 講座等

(1) 手話講習会 (家族・ボランティア向け)

聴覚障害者の福祉向上に理解と熱意をもつ方を対象に、手話講習会を行います。

[問い合わせ先 千葉市療育センターふれあいの家]

(2) 手話通訳者養成講座

聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を支援するため、手話通訳者を養成します。

[問い合わせ先 千葉市聴覚障害者協会]

(3) 要約筆記講習会 (家族・ボランティア向け)

聴覚障害者の福祉向上に理解と熱意をもつ方を対象に、要約筆記講習会を行います。

[問い合わせ先 千葉市療育センターふれあいの家]

(4) 要約筆記者養成講座

聴覚障害者のコミュニケーションの円滑化を支援するため、要約筆記者を養成します。

[問い合わせ先 千葉市中途失聴・難聴者協会]

(5) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会

盲ろう者のコミュニケーションの円滑化を支援するため、盲ろう者向けの通訳や介助員を養成します。

[問い合わせ先 NPO法人千葉盲ろう者友の会]

(6) 音訳講習会 (家族・ボランティア向け)

視覚障害者の福祉向上に理解と熱意をもつ方を対象に、音訳講習会を行います。

[問い合わせ先 千葉市療育センターふれあいの家]

(7) 点字講習会（家族・ボランティア向け）

視覚障害者の福祉向上に理解と熱意をもつ方を対象に、手話講習会を行います。

[問い合わせ先 千葉市療育センターふれあいの家]

(8) 点訳・朗読奉仕員養成講座

視覚障害者の福祉に理解があり、点訳及び朗読ボランティアとして活動する熱意を持つ方を対象に、講習会を行います。

[問い合わせ先（福）千葉県視覚障害者福祉協会]

(9) 点字・声の市政だよりの発行

視覚障害者の市政への理解と福祉向上を目的として、「点字市政だより」、録音(CD)による「声の市政だより」を発行しています。

[問い合わせ先 点字市政だより 障害者自立支援課、声の市政だより 療育センターふれあいの家]

16 教育

(1) 千葉市養護教育センター

学習の遅れ、落ち着きがない、就学や進路等に関することでお悩みの方の教育相談、特別支援教育に携わる教職員の研修や研究などを行っています。

○所在地 美浜区高浜 3-2-3

○電話 277-1199

[問い合わせ先 千葉市養護教育センター]

(2) 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室

特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室では、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を実施します。

[問い合わせ先 千葉市教育委員会指導課]

(3) 訪問教育

重度の心身障害のため通学困難な児童生徒に対し、家庭や病院に教員が訪問して行う教育です。

[問い合わせ先 千葉市教育委員会指導課]

17 住宅

(1) 車椅子使用者世帯向け住宅（市営住宅）

入居もしくは同居しようとする親族のうち、身体障害者手帳4級以上もしくは戦傷病者手帳第1款症以上の所持者で、車椅子を常時使用している方を含む世帯が対象です。

なお、入居申込には、所得制限があります。

<車椅子使用者向け住宅戸数>

完成年度	団地名	戸数	完成年度	団地名	戸数	完成年度	団地名	戸数
S53	高浜第3	4戸	H2	古市場第3	2戸	H14	貝塚第2	4戸
S54	高浜第2	4戸	H3	誉田2丁目	2戸	H15	星久喜町第2	1戸
S55	高浜第4	4戸	H5	轟町第1	2戸	H17	仁戸名町	4戸
S56	高浜第1	4戸	H8		2戸	H20	宮野木町第1	4戸
S58	誉田1丁目	4戸	H8	松ヶ丘町	1戸	H26		5戸
S59	貝塚団地	2戸	H8	轟町第2	1戸	H28	桜木町	5戸
S60	鎌取団地	2戸	H8	誉田2丁目第2	2戸	H29	宮野木町第2	5戸
S61	おゆみ野第1	2戸	H11	西下田	4戸	H30	小倉台	5戸
S62	おゆみ野第2	2戸	H11	星久喜町第1	3戸			
S63		2戸						
H1	桜木町第2	2戸	H13	天台	1戸	合計	26団地	85戸

[問い合わせ先 千葉市住宅供給公社 電話 245-7513 FAX245-7517]

(2) 住宅改造費助成

重度の障害(身体障害者手帳1~2級、療育手帳(A)~Aの2)を持つ方の日常生活の利便性を図るため、住宅の改造に要する費用の一部を助成します。

なお、事前に手続きが必要です。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

(3) 家具転倒防止対策

地震発生時に家具転倒による事故を防止するため、在宅の重度障害者世帯等に対し、転倒防止金具取付費用を助成します。

なお、事前の手続きが必要です。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

18 旧法施設サービス等

(1) 身体障害者関連施設(身体障害者更生援護施設)

ア 福祉ホーム

障害のため居宅生活が困難な身体障害者が、居室その他の設備を利用して日常生活に必要な便宜を受ける施設です。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

イ 身体障害者福祉センター(B型)

在宅の身体障害者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポー

ツ、レクリエーションの実施及び機能回復訓練のために必要な便宜を総合的に供与する施設です。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

ウ 聴覚障害者情報提供施設

無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録画物、その他各種情報を記録したものを聴覚障害者の利用に供する施設です。

[問い合わせ先 千葉聴覚障害者センター]

(2) 知的障害者関連施設(知的障害者援護施設等)

ア 知的障害者生活ホーム

知的障害者で、独立した生活を求めている方や家庭での養育が困難な方に対し居室等を提供し、日常生活及び社会適応に必要な各種援助を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター高齢障害支援課]

イ 心身障害者ワークホーム

在宅の身体・知的障害者が、一般家庭の居室等を利用して、つどい、ふれあい、軽作業を行う場です。

[問い合わせ先・利用について・各ワークホーム・運営等補助 障害福祉サービス課]

(3) 精神障害者関連施設

ア 精神障害者生活ホーム

障害福祉サービスの「共同生活援助(グループホーム)」とほぼ同様のものですが、原則2~3名で共同生活を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

イ 精神障害者共同作業所

在宅の精神障害者が、軽作業等を通して働く意欲の増進を図るとともに、社会復帰の促進を図る施設です。

[問い合わせ先 障害福祉サービス課]